

船舶事故等調査報告書

平成22年7月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第55号	
事故等種類	座洲	
発生日時	平成22年4月3日 12時46分ごろ	
発生場所	石川県七尾市七尾港 雌島灯台から真方位207° 1,600m付近 (概位 北緯37°03.1′ 東経136°59.0′)	
事故等調査の経過	平成22年4月5日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 油タンカー 第二十五 ^{みょうじん} 明神丸、1,599トン 船舶番号、船舶所有者等 133978、明神海運株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか8人が乗り組み、ガソリン及び軽油合計約2,800klを積載し、船首約4.5m、船尾約5.9mの喫水で、七尾港に入航中、強風による船体の圧流を避けようとして風上側に向かい、平成22年4月3日12時46分ごろ、カノモと称する浅瀬に乗り揚げた。 本船は、タグボートにより引き下ろされた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約13m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	カノモは水深が5.0m以下で、底質が泥である。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、強風下において七尾港に入航中、圧流を避けようとして風上側に向く針路とした際、針路選定を適切に行わなかったものと考えられる。 船長は、七尾港への入港経験があり、浅瀬があることを知っていたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、強風下において七尾港に入航中、圧流を避けようとして風上側に向く針路とした際、針路選定を適切に行わなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	